

## ふれあいパーク八日市場有限会社設立の経緯

### 1 法人化に至った理由

平成14年3月の開館以来、施設の運営面（交流・イベント、直売、レストラン運営事業等）については、「八日市場市ふるさと交流協会」（以下、「協会」という。なお合併後は「八日市場ふるさと交流協会」に名称変更。）が行ってきた。

当初から法人化の必要性は認識されていたが、事業を継続・拡大していく中で、協会で保有する資産や雇用者数が増加し、財務運営や雇用計画等について、協会は法人格を持たない任意的団体であるため、その代表者が無限責任を負わなければならない、という問題が顕著となった。

そこで行政としても何らかの法人格を有する組織形態への移行を検討する必要があると考え、市と同協会との双方で法人化を目指すことで意見が一致した。

### 2 法人形態の検討

法人形態に関しては、協会と市の間で数回の協議を重ね、主に以下の理由から第3セクター方式による有限会社の設立を進めることで結論に達した。

- ① 協会単独で有限会社となることは、ふれあいパークが公共施設であるため難しいこと。
- ② NPO法人、株式会社についても検討したが、両法人形態の有する性質上、協会単独での法人化は困難であること。
- ③ 第3セクター方式による有限会社形態をとることにより、公共施設の利用、交流協会の財務運営等について、官民一体となって進めることが可能であること。

### 3 第3セクター設立検討委員会における協議

第3セクターによる有限会社の設立に関して協議をする機関として「ふるさと交流協会第3セクター設立検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設立した。

委員には、市3名、協会3名、農協2名、市観光協会1名の計9名で構成し、法人設立を目指して検討を重ねた。また、専門的なアドバイザーとして千葉県農業会議及び会計事務所会計士に必要に応じて出席を依頼した。

なお、委員会においての検討事項は、商号、資本金、社員とその出資割合、役員とその報酬及び営業年度などである。

以上の経過から、平成17年12月1日に、都市交流事業・各種イベントの企画運営、直売事業、レストラン運営等を目的とする「ふれあいパーク八日市場有限会社」が設立された。